

世耕弘一奨学金【家計急変給付】募集要項

この奨学金は、自ら苦学した経験を持つ近畿大学の創設者世耕弘一の思い「学びたい者に学ばせたい」を受け継ぎ、学生が家計の急変により修学途中で離籍することが無いように学費の支援を行います。

募集は下記のとおり実施し、書類選考により採用者を決定します。

記

1. 奨学金制度の概要

申請書類提出日から過去 1 年以内に家計支持者の失職、破産、離別、病気、死亡等により家計状況が急変し修学が困難な学生に対して選考をおこない、採用されれば半期分の学費を大学へ直接収納します。

事由発生による世帯の減収状況、申請書類の記載内容を総合的に判断し採用者を決定します。

2. 申込み資格

次の①から④の条件にすべて該当すること。

- ①近畿大学の学部生（短期大学部を含む）であること
- ②卒業を目指し学習意欲がありながら、家計急変により学費納入が困難な者
- ③家計支持者の収入減少により 30%以上の減収があり、かつ減収後の世帯年収が 400 万円未満（給与所得以外の世帯は収入金額から必要経費を除いた所得金額が 276 万円未満）になる見込みであること
- ④家計急変の事由発生日の翌月を起点として 12 カ月以内の申請であること（事由発生が入学後に限る）

例：事由発生年月が 2025 年 5 月である場合、事由発生月の翌月 6 月を起点として 12 カ月以内となる 2026 年 5 月までであれば申込みが可能です。

日本学生支援機構給付奨学金への申込資格がある場合は本奨学金に申込はできません。

家計急変事由

失職	家計支持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注 4 参照）の場合に限る）
破産	家計支持者の一方（又は両方）が破産手続開始決定。
離別	家計支持者が離別。
病気・事故	家計支持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上の就労困難
死亡	家計支持者の一方（又は両方）が死亡

（注 1）「事由発生前 1 年間」と「事由発生後の 1 年間（推算含む）」の収入を比較し、家計急変が認められるかを審査します。

(注 2) 給与所得の場合、年収は「給与の支払金額(税込)」になります。年金・生活扶助費等による収入は給与所得として扱います。

(注 3) 給与所得者以外の場合、所得は「所得税の確定申告書の所得金額」になります。

また、帳簿等の収入（売上）金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算します。

推算方法 所得金額＝収入金額－必要経費

所得金額平均月額×12ヵ月

必要経費…給料・賃金・専従者給与・売上原価・減価償却費・肥料・種苗・飼料・業務に係る租税等収入を得るために実際に消費した費用等

(注 4) 非自発的失業とは雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

11 (1A)、12 (1B)、21 (2A)、22 (2B)、23 (2C)、31 (3A)、32 (3B) 33 (3C)、34 (3D)

(注 5) 納入後の学費については、返金できません。

※ 上記の資格を満たしていても、次のいずれかに該当する者は出願できません

- ・日本学生支援機構給付奨学金授業料減免対象者（多子世帯含む）
- ・出願から給付までの間に休学、除籍、留年中の者
- ・当該年度に世耕弘一奨学金（給付、入学前予約採用型給付）または他奨学団体から給付奨学金を受給、受給予定の者
- ・学業成績優秀、スポーツ推薦等による特待生
- ・海外から本学への留学生、本学から海外へ留学中（本学の卒業単位に認定される留学を除く）の者
- ・申請者と家計支持者の資産合計額が【多子世帯 3 億円未満, 多子世帯以外 5,000 万円未満】でない者

3. 給付金額

授業料および教育充実費の半期分

（課外活動育成費等の諸費用は自己負担とし、差額分の学費納付書を発行します）

4. 採用人数

全キャンパスで年間 32 名以内

5. 申請書類

全員提出する書類

1. 令和 7 年度 世耕弘一奨学金 願書

各キャンパス奨学金担当窓口よりお受取ください。

2. 家計急変事由に関する証明書類（コピー可）

家計急変事由に関する証明書（例）

失職	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 (離職年月日と失職者の氏名、離職理由コードが確認できるもの)
破産	破産手続開始決定の通知書等 (民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの)
離別	戸籍謄本（離別年月日が確認できるもの）
病気・事故	医師による診断書（半年以上就労困難と記載のもの）、休職証明書
死亡	死亡診断書、戸籍抄本等（死亡日が確認できるもの）

※証明書類には必ず事由発生日および該当者氏名の記載が必要です。

3. 事由発生前 1 年間の収入に関する証明書（給与明細、帳簿、源泉徴収票、確定申告書等のコピー）

・父、母(父母がいる場合は必ず両方)あるいは父母に代わって家計を支えている人の収入に関する証明書（コピー可）が必要です。

<家計急変事由発生前 1 年間の考え方>

事由発生前 1 年間とは、家計急変事由発生日の前の月以前の 12 か月を指します。事由発生前 1 年間の収入証明書類は、基本的に 12 か月分の給与明細や帳簿等が必要ですが、家計急変月の属する年の前年 1 月 1 日～家計急変するまでの期間の収入に変化がなければ、前年 1 年間の収入証明書類（源泉徴収票や確定申告第一表・第二表の控、課税・非課税証明書など）をもって事由発生前 1 年間の収入証明書類とすることも可能です。

・無職、無収入の場合は、所得金額 0 円と記載のある直近の年の「所得証明書」あるいは「非課税証明書」（市区町村が発行）を提出してください。合計所得金額が「0 円」であったとしても、所得の内訳欄（「給与収入額」や「年金収入額」等）に金額の記載がある場合は無収入であると認められません。また、金額表示が「*」、「-」、「空白」等の証明書は認められません。

所得証明書等で対象期間の無収入が証明できない場合、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と対象期間の記帳部分）のコピーおよび事情書を提出してください。

・母子・父子家庭の場合、証明書類（前年分の源泉徴収票・確定申告・所得証明書等に寡夫・寡婦控除が記載されているもの、児童扶養手当証書または児童扶養手当認定通知書、父子・母子医療証、遺族年金の年金振込通知書、戸籍謄本等）の提出が必要です。

4. 事由発生後 1 年間の収入に関する証明書（給与明細、帳簿、年収見込証明書等）

・父、母(父母がいる場合は必ず両方)あるいは父母に代わって家計を支えている人の収入に関する証明書が必要です（コピー可）。

<家計急変事由発生後 1 年間の考え方>

事由発生後 1 年間とは、家計急変事由発生日以降の 12 か月を指します(家計急変事由発生日を含む)。事由発生後 1 年間の収入証明書類は、基本的に家計急変事由発生日～申込月まで取得可能な直近の給与

明細や帳簿等が必要です（申込月までの収入証明書から 1 年間の収入を推算します）。

家計急変事由の当事者ではない家計支持者に限り家計急変事由発生月の属する年の前年1月1日～申込月までの期間の収入に変化がなければ、前年1年間の収入証明書類（源泉徴収票や確定申告第一表・第二表の控え、課税・非課税証明書など）によって事由発生後1年間の収入を証明することも可能です。

6. 申請方法

各キャンパスの奨学金担当窓口へお問合せください。

お問合せ先

- <東大阪キャンパス> 〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1
近畿大学学生部奨学金担当
TEL 06-4307-3064
- <奈良キャンパス> 〒631-8505 奈良市中町 3327-204
近畿大学 奈良キャンパス
学生センター学生支援課
TEL 0742-43-1511
- <狭山キャンパス> 〒589-8511 大阪狭山市大野東 377-2
近畿大学 学務課
TEL 072-366-0221
- <和歌山キャンパス> 〒649-6493 和歌山県紀の川市西三谷 930
近畿大学 和歌山キャンパス
教務・学生担当奨学金係
TEL 0736-77-3888
- <広島キャンパス> 〒739-2116 広島県東広島市高屋うめの辺 1 番
近畿大学 広島キャンパス学生センター
TEL 082-434-7007
- <福岡キャンパス> 〒820-8555 福岡県飯塚市柏の森 11-6
近畿大学 学生支援課
TEL 0948-22-5655

7. 願書作成方法

申請日現在の情報をご記入ください。

(ア) 申請者本人の氏名・生年月日

- ・氏名は姓と名に分け記入してください。
- ・生年月日は、西暦で記入してください。

(イ) 本人連絡先（住所・電話番号）

- ・申請者本人の現住所を記入してください。

- ・ 自宅電話、携帯電話は連絡のつく電話番号を記入ください。

(ウ) 家族情報

- ・ ご家族の現住所を記入してください。 自宅電話、携帯番号は連絡のつく電話番号をご記入ください。 (続柄もご記入ください)
- ・ 就学者について、記入してください。
就学前の弟妹がいる場合は、「就学者を除く家族」欄に記入してください。
科目履修生・聴講生・研究生・予備校生・各種学校の在生も「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- ・ 母子・父子家庭の場合は、選択欄に○印を記入してください。

(エ) 申請理由

- ・ 家計が急変した事由を詳細に記入してください。
- ・ 家計急変事由の選択欄に○印を記入してください。

(オ) 申請者本人氏名・保護者氏名

- ・ 必ずご本人がご署名ください。

8. 採用取り消し

次の事項に該当する場合は奨学金の返還を求める場合があります。

- ・ 出願資格に欠格事項が判明した場合
- ・ 出願書類に虚偽の記載及び捏造が判明した場合
- ・ その他上記に準ずる事象が生じた場合

※注意事項

- ・ 本奨学金は、家計急変事由が発生した月の翌月を起点として12か月以内にお申し込みください。
- ・ 失職予定等、家計急変前の申し込みはできません。
(例) ・ 父が来月失職する予定
・ 祖父から援助が受けられる予定だったが急に援助しないと言われた
- ・ 家計支持者に12か月以上前から収入がなく家計の急変を伴わない場合は対象となりません。
- ・ 明確な家計急変事由の証明書が無い場合は、申し込みが出来ません。
(例) ・ 勤め先の業績が悪化し給与（賞与）が減少している。
・ 自営業の売上が減少している。等

以上